

構成5団体のキャラクター



かずさ水道

第12号

令和7年
(2025年)
10月1日

給水区域	給水人口(人)	普及率(%)
木更津市域	136,556	99.8
君津市域	77,602	99.4
富津市域	37,578	96.8
袖ヶ浦市域	64,244	98.8
4市域合計	315,980	99.1

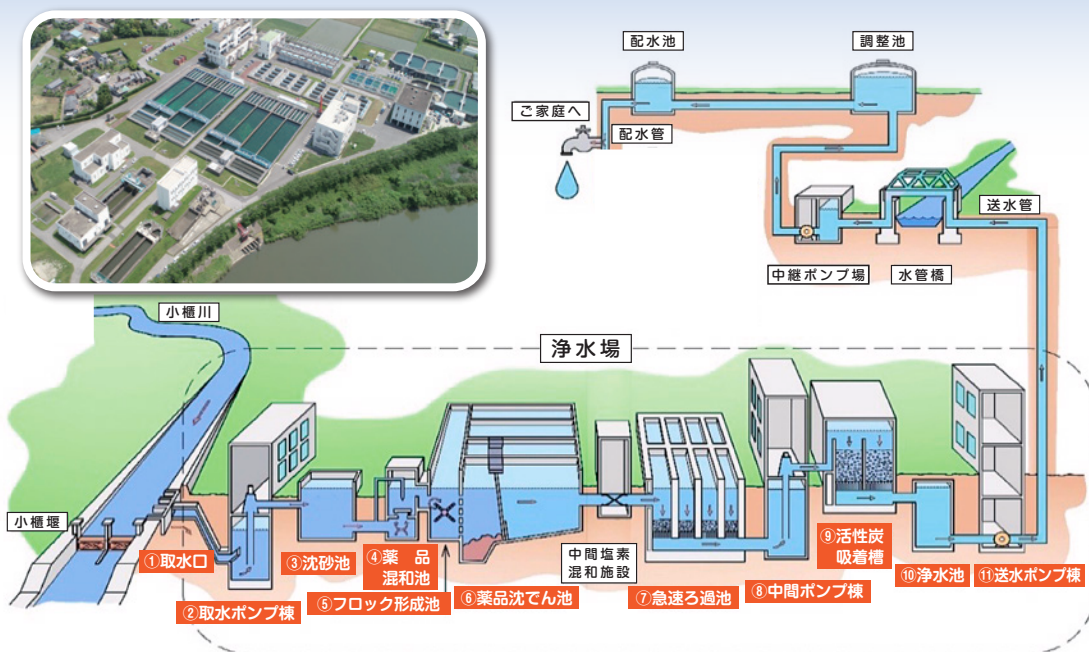
(令和7年8月1日現在)

HPIはこちらから▶



発行 かずさ水道広域連合企業団 〒292-0834 千葉県木更津市潮見2丁目8番地 TEL.0438-38-3276 FAX.0438-25-1624

大寺浄水場をご紹介します!



- ①取水口 小櫃川の水を浄水場へ引き入れています。
- ②取水ポンプ棟 ポンプで沈砂池へ水を運びます。
- ③沈砂池 水の中に混じっている砂を沈めます。
- ④薬品混和池 『PAC』という凝集剤を水と混ぜます。
- ⑤フロック形成池 水中の小さいごみ同士をくっつけて、『フロック』という大きな塊にします。
- ⑥薬品沈でん池 『フロック』をゆっくり池の底に沈めます。
- ⑦急速ろ過池 砂の層に水を通して、細かい汚れを取ります。
- ⑧中間ポンプ棟 ポンプで活性炭吸着槽へ水を運びます。
- ⑨活性炭吸着槽 活性炭の層に水を通して色や匂いを取り除きます。
- ⑩浄水池 作った水を蓄えています。
- ⑪送水ポンプ棟 地下にあるポンプで、調整池や配水池に水を送り、配水管を通過して各ご家庭などに配っています。

浄水場 Q & A

Q1 何をしているところなの?

木更津市、袖ヶ浦市、君津市、富津市のお客様が日常的に使用している水道水の約80%を大寺浄水場と十日市場浄水場で作っています。

左の図にあるとおり、様々な工程を経て、きれいになった小櫃川の水を『24時間・365日』お客様へお届けするという重要な役割を担っています。



Q2 いつできたの?

大寺浄水場は昭和55年に完成しました。

稼働から45年経っているため、施設の老朽化が進んでいます。

大規模な災害が発生した場合でも、安定して水を作り続けられるように、施設の耐震化、計画的な更新工事、適正な維持管理を行っていく必要があります。



将来の災害に備えて～一人ひとりができること～

○飲料水の備蓄

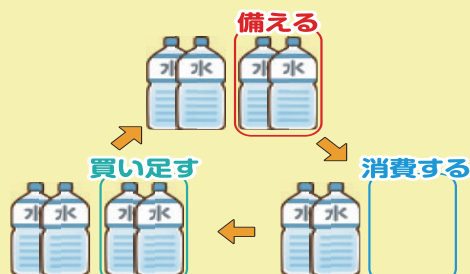
生命維持に必要な飲料水の量は、『1日1人あたり3リットル』といわれています。
3日分(9リットル/人)を目安として、日ごろからご家族の人数分の飲料水を備蓄しましょう。

水道水の汲み置きについて

- ①清潔でフタのできる容器の口元一杯まで水道水を入れて、冷暗所で保管してください。
- ②水道水に含まれる塩素の殺菌効果は、直射日光を避けた場合は常温で3日間、冷蔵庫で10日間程度なので、定期的に入れ替えてください。
- ③汲み置きしてあった水は、掃除や洗濯などに利用しましょう。

ローリングストック法

ペットボトル入りの飲料水等を少し多めに購入しておき、古いものから使用して、使った分を補充し、一定の量を備蓄する方法です。



○生活用水の確保

お風呂の残り湯は溜め置き、災害時の洗濯など生活用水として確保しましょう。

○災害時等における応急給水に必要な容器の準備

当企業団では、地震等の災害に備えて非常用給水袋を備蓄していますが、災害の規模によっては不足する場合も想定されます。応急給水の際に水を入れる容器(大きめのペットボトルやポリタンクなど)の準備にご協力をお願いします。



「いざ」という時に備えて、普段の暮らしから常に水を確保しておきましょう。

詳細はこちら▶



漏水発見にご協力ください!

漏水は大切な水が無駄になるだけではなく、道路陥没等の二次災害につながる恐れがあります。

こんな時は漏水かも?

- ・ 晴れているのに道路の表面がずっと濡れている。
- ・ きれいな水が側溝に流れ続けている。

見つけたらすぐに、下記問い合わせ先にご連絡ください。

漏水調査を実施しています。

漏水を早期発見するために、道路や宅地内の地下に埋めてある水道管の漏水調査を実施しています。

水道管から流れ出る音を聞いたり、ドリルで道路に小さな穴を開けて、漏水がないか調べています。

この調査では必要に応じて、**宅地内の給水管を調査する場合があります**ので、皆さまのご協力をお願いします。



問 施設管理課 管路維持班 ☎0438-23-0743

きさらづ防災フェスタ2025に参加します!

令和7年12月6日(土)にイオンモール木更津駐車場で開催予定の「きさらづ防災フェスタ2025」に当企業団も参加します。水道事業の紹介や給水車を展示しますので、ぜひご来場ください。

詳細は木更津市のホームページ又は広報紙をご覧ください。

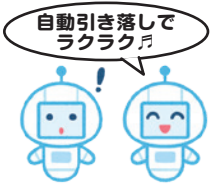


問 計画課 調整班 ☎0438-38-4605

X(旧Twitter)で断水などの情報をお知らせしています。IDはこちら【@kazusa_kouiki】

納付書払いをご利用の方！
便利な **口座振替** を利用しましょう！

口座振替にすると、コンビニなどに支払いに行く手間を省けるほか、**面倒な二重払いや支払忘れを防止**できます。
また、納付書などの紙を減らしてSDGsの取組に協力できます。
現在、7割の方が口座振替を利用しています！
お手続きの方法等は、下記の各営業所にご連絡ください。



水道料金等のお問い合わせ先

- 水道料金のお支払い
- 水道の使用開始、中止のお申込み
- その他、水道料金に関するお問い合わせなど

各市域の営業所は以下のとおりです。

木更津営業所	
木更津市潮見 2 丁目 8 番地（本庁舎内）	☎0438-23-0741
君津営業所	
君津市東坂田4丁目10番34号	☎0439-57-0076
富津営業所	
富津市亀田 218 番地（亀田浄水場内）	☎0439-66-1111
袖ヶ浦営業所	
袖ヶ浦市奈良輪 2 丁目 7 番地 13	☎0438-60-1488

営業日：月曜～土曜、午前8時30分～午後5時15分
（※日曜、祝日、年末年始は休業）

安心を支える、地震に強い水道管へ

お客様の生活をより安心なものとするための重要な取り組みとして、古い水道管を地震に強い耐震管へ交換する工事を進めています。工事中は騒音や振動、通行規制などでご迷惑をおかけしますが、安全に配慮しながら進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。



昭和 49 年に布設された水道管（鋳鉄管）

【工事に関するお問い合わせ】

- 問** 工務課 北部管路工事班 ☎0438-38-4914（木更津市域・袖ヶ浦市域の工事）
- 問** 工務課 南部管路工事班 ☎0438-38-4919（君津市域・富津市域の工事）

凍結から給水管を守りましょう

気温がマイナス 4 度以下になると、給水管の中の水が凍り、破裂することがあります。

●次のような給水管は特に注意！

家の北側などの日の当たらない場所や風当たりの強い場所にある給水管などは、凍りやすいので特に注意してください。
また、これ以外でも屋外でむき出しになっている給水管には気を付けてください。



●給水管の凍結予防方法

寒い冬の夜は、凍結を予防するため、次のような措置をとってください。

- ①むき出しになっている給水管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻き付け、その上からビニールテープなどで固定する。
- ②水道メーターの凍結防止のため、古い毛布やタオルをメーターボックスに詰める。



問 施設管理課 管路維持班 ☎0438-23-0743

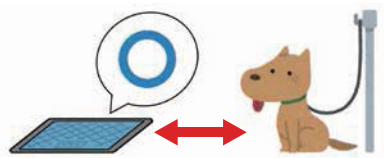
検針にご協力を！

水道料金を算定するため、2か月に一度、受託業者が水道メーターの検針に伺います。

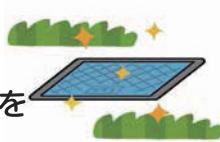
- 水道メーターボックスの上に物を置いたり、駐車したりしないでください。



- 犬は放し飼いにしないで、水道メーターボックスから離してつないでください。



- 検針しやすいように水道メーターボックスの中はいつもきれいにしてください。
- 水道メーターボックス周辺の除草や剪定などをお願いします。



問 左記「水道料金等のお問い合わせ先」

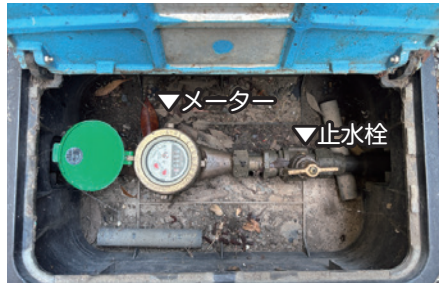
給水装置はお客様の財産です！！

☑給水装置と水道メーターボックスについて

道路に埋設されている水道管からご家庭まで引き込まれている給水管・水道メーター・蛇口のことを「給水装置」といいます。水道メーター以外の「給水装置」はお客様の財産ですので、定期的に点検し、適切な維持管理をお願いします。



↑メーターボックス（外観）



↑メーターボックス（内部）

メーターボックスもお客様の財産です。メーターボックスの蓋や本体が壊れた場合は、付帯工事を含めお客様の費用で交換していただきます。また、メーターボックスには、FRP（繊維強化プラスチック）が含まれているため、産業廃棄物として処分する必要があります。

詳しくは、下記に記載の「指定給水装置工事事業者」にご相談ください。

☑宅内で漏水していませんか？

次の手順で漏水していないか確認できます。

- ①家の内外の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロットを確認する。

水を使っていないのにパイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水していますので、「指定給水装置工事事業者」に電話して修理を依頼してください。（※費用はお客様負担です）

なお、修理までの間に水道を使わないときは、メーターボックス内の止水栓を回して、水を止めると、漏水量を減らすことができます。



☑指定給水装置工事事業者の一覧はこちら

家の新築・増築・取り壊し・漏水修理等に伴う給水装置の工事を行うことができるのは、当企業団が指定した「指定給水装置工事事業者」だけです。

当企業団のホームページに事業者リストを掲載していますので、ご覧ください。



▲二次元コードはこちら

問 工務課 給水装置班 ☎0438-38-4609